

心のサポーター養成の取り組み

1 心のサポーター

(目的)

- ・ 地域におけるメンタルヘルスへの正しい理解を広げるとともに、メンタルヘルス不調等の予防、早期介入につなげることを目的とする

(役割)

- ・ メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの課題を抱える家族や同僚等の話に耳を傾けること（傾聴）を中心とした支援を行う

(研修等)

- ・ 厚生労働省が作成した研修プログラムの受講によって、心のサポーターとして認定
- ・ 「こころの病気の知識」や「身近な人をサポートする方法」など厚生労働省が作成した 120 分の研修プログラム
- ・ 研修受講者に対し厚生労働省が修了証を交付

(国の方針)

- ・ 令和 3 年度から 5 年度までの試行実施を経て、令和 6 年度から全国で本格実施
- ・ 国は令和 15 年度末までに 100 万人の養成を目指している（国の目標値を大阪市に置き換えると人口按分で約 2 万 2 千人）

2 こころの健康センターでの取り組み

(令和 5 年度まで)

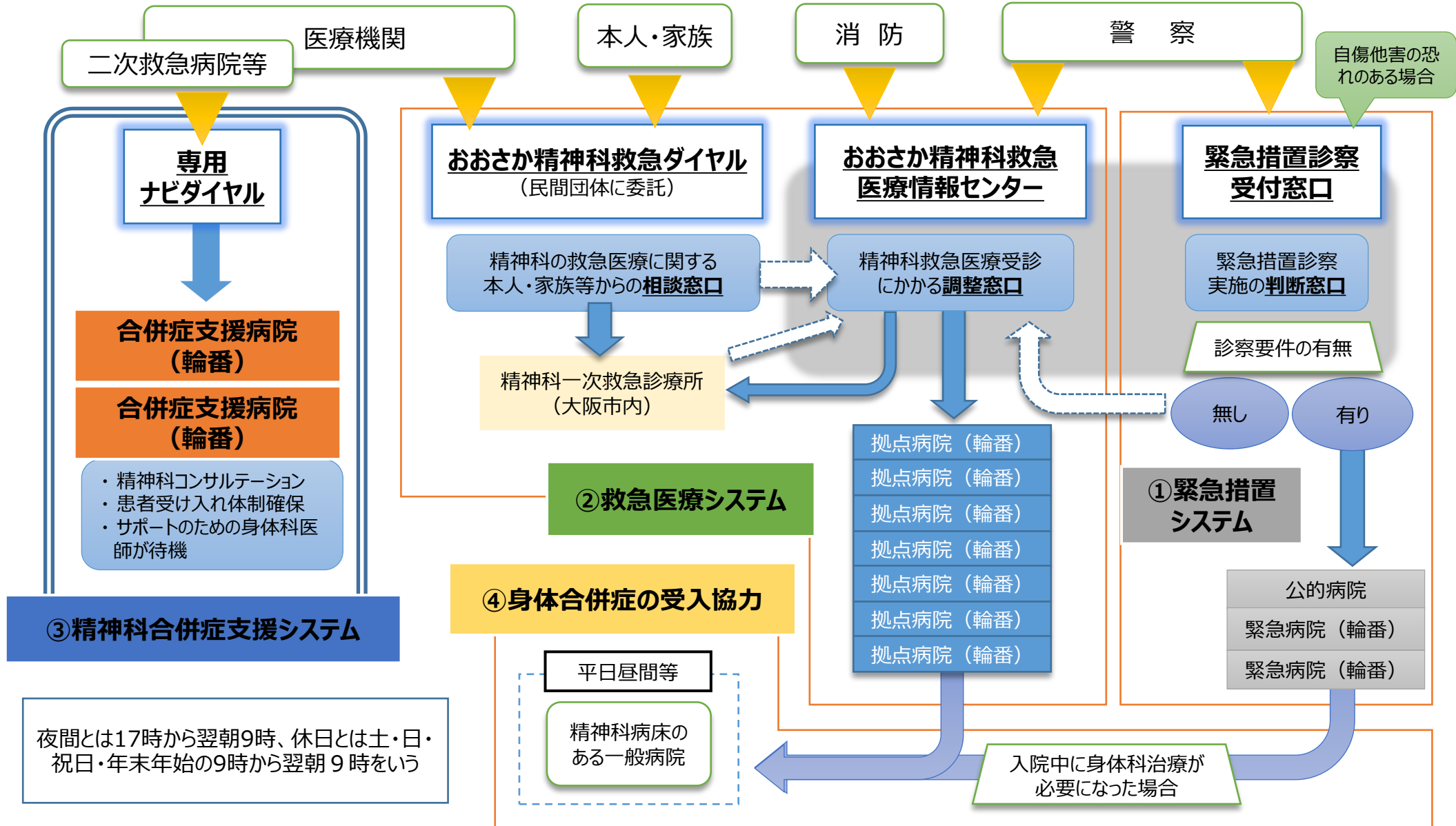
- ・ 心のサポーター養成研修の指導者を養成するために、こころの健康センターの職員が厚生労働省において実施する指導者養成研修を受講

(令和 6 年度以降)

- ・ 令和 6 年度は、地域住民を対象とした養成研修を 2 回、市内の精神保健福祉関係業務従事者を対象とした養成研修を 1 回、合計 3 回の養成研修を予定
- ・ 市内で活動している民間団体や企業からの依頼に基づき開催する出前講座を随時開催予定
- ・ その他、企業や大学など民間団体とも連携して養成研修の裾野を広げていく方針

夜間及び休日における精神科救急医療の状況について

大阪府・大阪市・堺市の3者共同で精神科救急医療システムを運営



①緊急措置システム

診察受付窓口利用実績

(1)緊急措置診察実施件数

①年度別措置診察件数推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大阪市	208	247	204
大阪府	225	222	208
堺市	63	61	57
計	496	530	469

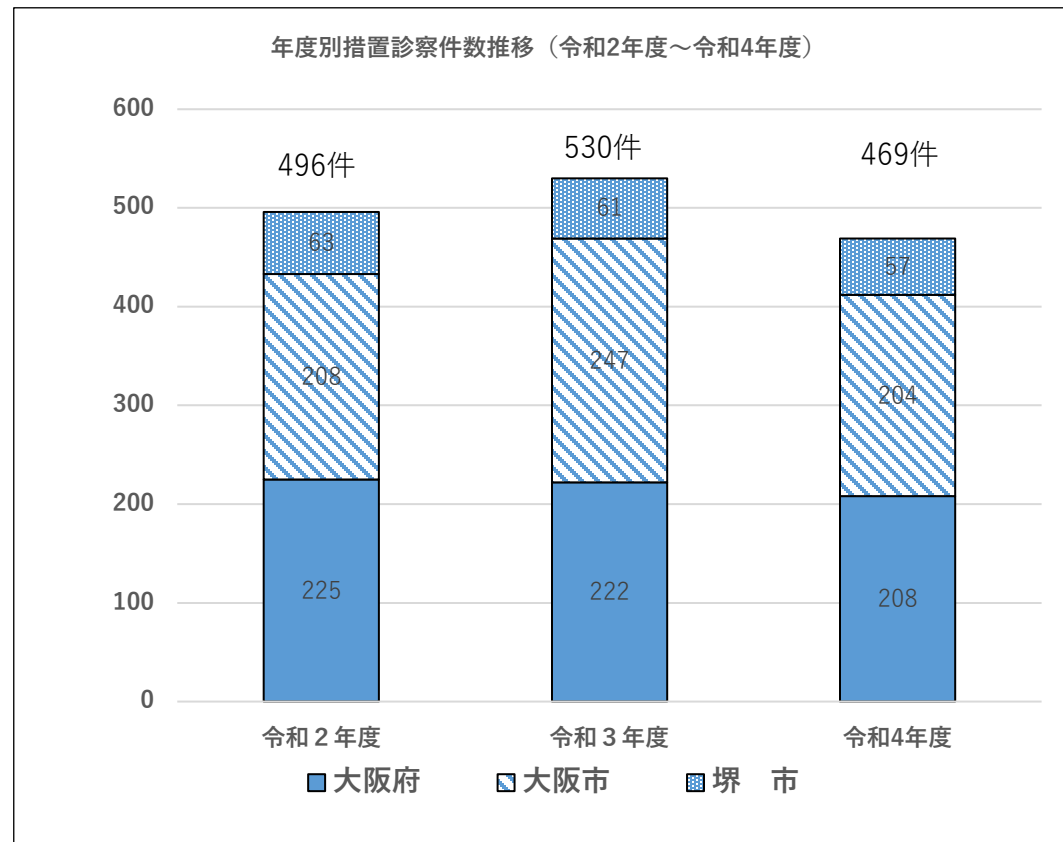
②男女比

	総計	男性		女性	
		件数	割合	件数	割合
令和2年度	496	251	50.6%	245	49.4%
令和3年度	530	285	53.8%	245	46.2%
令和4年度	469	236	50.3%	233	49.7%

(2)令和4年度実施機関別実施件数

所管	緊急措置該当		非該当要入院					非該当要通院		非該当医療不要		鑑別不能		総計
	件数	割合	件数	割合	(医療保護)	(応急)	(任意)	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
大阪市	178	87.3%	5	2.5%	4	0	1	20	9.8%	1	0.5%	0	0.0%	204
大阪府	179	86.1%	9	4.3%	7	1	1	15	7.2%	4	1.9%	1	0.5%	208
堺市	51	89.5%	2	3.5%	2	0	0	4	7.0%	0	0.0%	0	0.0%	57
計	408	87.0%	16	3.4%	13	1	2	39	8.3%	5	1.1%	1	0.2%	469

※大阪府は大阪市、堺市を除く



②救急医療システム

1. おおさか精神科救急医療情報センター利用実績

(1) 精神科救急医療情報センター利用件数

①総件数推移 ※大阪府下全域

令和2年度	令和3年度	令和4年度
2,642	2,609	2,660

②年齢別相談件数 ※大阪府下全域

年齢	令和2年度					令和3年度					令和4年度				
	男性	女性	不明	計		男性	女性	不明	計		男性	女性	不明	計	
				件数	割合				件数	割合				件数	割合
0～9	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%
10～19	51	79	0	130	4.9%	75	105	0	180	6.90%	64	132	0	196	7.37%
20～29	177	303	0	480	18.2%	171	259	0	430	16.48%	180	306	0	486	18.27%
30～39	229	222	0	451	17.1%	192	232	0	424	16.25%	250	265	0	515	19.36%
40～49	285	308	1	594	22.5%	260	278	0	538	20.62%	213	263	0	476	17.89%
50～59	226	200	0	426	16.1%	235	235	0	470	18.01%	230	199	0	429	16.13%
60～69	92	75	0	167	6.3%	113	71	0	184	7.05%	91	73	0	164	6.17%
70～79	108	95	0	203	7.7%	101	96	0	197	7.55%	104	106	0	210	7.89%
80～89	73	75	0	148	5.6%	72	75	0	147	5.63%	74	68	0	142	5.34%
90～	13	9	0	22	0.8%	17	14	0	31	1.19%	15	17	0	32	1.20%
不明	6	8	7	21	0.8%	3	3	2	8	0.31%	6	4	0	10	0.38%
計	1,260	1,374	8	2,642	100.0%	1,239	1,368	2	2,609	100.0%	1,227	1,433	0	2,660	100.0%

(2) 令和4年度 地域別相談件数及び相談経路

	救急隊		救急ダイヤル		警察		医療機関等		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
大阪府域	311	22.7%	439	32.0%	484	35.3%	136	9.9%	1,370
大阪市域	224	20.4%	317	28.8%	474	43.1%	85	7.7%	1,100
堺市域	32	17.0%	69	36.7%	85	45.2%	2	1.1%	188
不明・その他	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
計	567	21.3%	827	31.1%	1,043	39.2%	223	8.4%	2,660

②救急医療システム

2.おおさか精神科救急ダイヤル利用実績

(1)時間別相談件数 ※大阪府下全域

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0:00～0:59	876	4.7%	771	4.3%	692	4.0%
1:00～1:59	766	4.1%	662	3.7%	645	3.7%
2:00～2:59	681	3.6%	599	3.4%	627	3.6%
3:00～3:59	663	3.5%	603	3.4%	707	4.1%
4:00～4:59	627	3.3%	567	3.2%	669	3.9%
5:00～5:59	590	3.1%	596	3.3%	601	3.5%
6:00～6:59	505	2.7%	522	2.9%	485	2.8%
7:00～7:59	531	2.8%	625	3.5%	642	3.7%
8:00～8:59	386	2.1%	436	2.4%	453	2.6%
9:00～9:59	418	2.2%	447	2.5%	387	2.2%
10:00～10:59	369	2.0%	384	2.2%	339	2.0%
11:00～11:59	341	1.8%	392	2.2%	325	1.9%
12:00～12:59	305	1.6%	346	1.9%	270	1.6%
13:00～13:59	317	1.7%	345	1.9%	300	1.7%
14:00～14:59	396	2.1%	395	2.2%	336	1.9%
15:00～15:59	361	1.9%	382	2.1%	379	2.2%
16:00～16:59	282	1.5%	300	1.7%	240	1.4%
17:00～17:59	1,799	9.6%	1,599	9.0%	1,400	8.1%
18:00～18:59	1,542	8.2%	1,399	7.9%	1,310	7.6%
19:00～19:59	1,469	7.8%	1,412	7.9%	1,391	8.0%
20:00～20:59	1,315	7.0%	1,237	6.9%	1,284	7.4%
21:00～21:59	1,485	7.9%	1,369	7.7%	1,438	8.3%
22:00～22:59	1,420	7.6%	1,315	7.4%	1,287	7.4%
23:00～23:59	1,309	7.0%	1,106	6.2%	1,118	6.5%
計	18,753	100.0%	17,809	100.0%	17,325	100.0%

(2) 相談者（居住地別）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大阪市内	7,278	38.8%	6,199	34.8%	6,702	38.7%
府内	7,239	38.6%	8,452	47.5%	7,615	44.0%
堺市内	2,551	13.6%	1,022	5.7%	1,408	8.1%
他府県	167	0.9%	181	1.0%	162	0.9%
不明	1,518	8.1%	1,955	11.0%	1,438	8.3%
計	18,753	100.0%	17,809	100.0%	17,325	100.0%

②救急医療システム

3.精神科一次救急診療所 利用実績

大阪市精神科一次救急診療所開設時間

平日・土曜日夜間 20:00～23:30（診察受付は23:00まで）

日曜日・祝日・年末年始 10:00～23:30（診察受付は23:00まで）（※令和2年3月までは日曜日・祝日・年末年始は10:00～16:30）

（1）診療所利用件数 ※大阪府下全域

	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	200	13	28	13	17	20	20	14	9	22	17	13	14
令和3年度	190	8	27	9	14	15	18	18	15	25	26	7	8
令和4年度	217	19	28	11	20	21	19	17	11	27	24	14	6

（2）年齢別利用件数 ※大阪府下全域

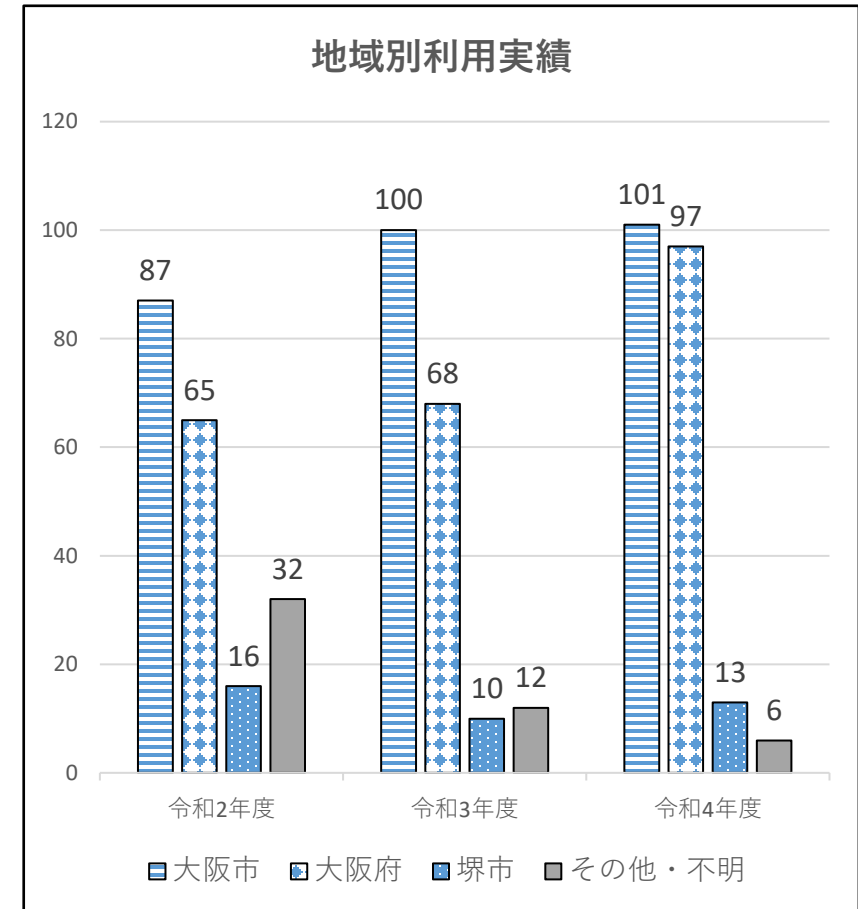
	計	～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70～79歳		80歳～		不明	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
令和2年度	200	11	5.5%	47	23.5%	43	21.5%	31	15.5%	26	13.0%	9	4.5%	4	2.0%	4	2.0%	25	12.5%
令和3年度	190	12	6.3%	37	19.5%	40	21.1%	44	23.2%	33	17.4%	9	4.7%	7	3.7%	3	1.6%	5	2.6%
令和4年度	217	18	8.3%	47	21.7%	42	19.4%	43	19.8%	33	15.2%	18	8.3%	7	3.2%	3	1.4%	6	2.8%

(3) 地域別利用実績

令和2年度	計	相談のみ		来院せず		診察のみ帰宅		投薬等処置帰宅		精神科2次身体科2・3次病院搬送(搬送指示)		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大阪市	87	27	31.0%	12	13.8%	2	2.3%	44	50.6%	1	1.1%	1	1.1%
大阪府	65	27	41.5%	7	10.8%	1	1.5%	29	44.6%	0	0.0%	1	1.5%
堺市	16	7	43.8%	4	25.0%	0	0.0%	5	31.3%	0	0.0%	0	0.0%
その他・不明	32	28	87.5%	4	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	200	89	44.5%	27	13.5%	3	1.5%	78	39.0%	1	0.5%	2	1.0%

令和3年度	計	相談のみ		来院せず		診察のみ帰宅		投薬等処置帰宅		精神科2次身体科2・3次病院搬送(搬送指示)		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大阪市	100	43	43.0%	14	14.0%	1	1.0%	41	41.0%	0	0.0%	1	1.0%
大阪府	68	37	54.4%	7	10.3%	3	4.4%	20	29.4%	1	1.5%	0	0.0%
堺市	10	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他・不明	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	190	97	51.1%	21	11.1%	4	2.1%	66	34.7%	1	0.5%	1	0.5%

令和4年度	計	相談のみ		来院せず		診察のみ帰宅		投薬等処置帰宅		精神科2次身体科2・3次病院搬送(搬送指示)		その他	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
大阪市	101	48	47.5%	17	16.8%	0	0.0%	33	32.7%	1	1.0%	2	2.0%
大阪府	97	47	48.5%	10	10.3%	7	7.2%	29	29.9%	1	1.0%	3	3.1%
堺市	13	9	69.2%	1	7.7%	0	0.0%	3	23.1%	0	0.0%	0	0.0%
その他・不明	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
※大阪府の件数は大阪市と堺市を除く	217	110	50.7%	28	12.9%	7	3.2%	65	30.0%	2	0.9%	5	2.3%



③精神科合併症支援システム

利用実績

(1)利用件数 ※大阪府下全域

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
電話コンサルテーション	109	53.4%	72	38.3%	74	44.0%
精神科病院外来受診	16	7.8%	21	11.2%	8	4.8%
精神科病院入院	79	38.7%	88	46.8%	82	48.8%
その他	0	0.0%	7	3.7%	4	2.4%
計	204	100.0%	188	100.0%	168	100.0%

(2)月別利用件数 ※大阪府下全域

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
4月	9	4.4%	9	4.8%	12	7.1%
5月	23	11.3%	21	11.2%	12	7.1%
6月	18	8.8%	14	7.4%	15	8.9%
7月	21	10.3%	22	11.7%	20	11.9%
8月	23	11.3%	17	9.0%	8	4.8%
9月	14	6.9%	13	6.9%	16	9.5%
10月	23	11.3%	19	10.1%	14	8.3%
11月	20	9.8%	9	4.8%	19	11.3%
12月	12	5.9%	20	10.6%	23	13.7%
1月	13	6.4%	17	9.0%	6	3.6%
2月	20	9.8%	12	6.4%	13	7.7%
3月	8	3.9%	15	8.0%	10	6.0%
計	204	100.0%	188	100.0%	168	100.0%

(3)利用医療機関 〈二次医療圏域別〉

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
豊能	8	10.4%	7	9.9%	6	9.8%
三島	8	10.4%	7	9.9%	4	6.6%
北河内	11	14.3%	10	14.1%	12	19.7%
中河内	8	10.4%	9	12.7%	4	6.6%
南河内	7	9.1%	8	11.3%	6	9.8%
大阪市	19	24.7%	17	23.9%	18	29.5%
堺市	4	5.2%	6	8.5%	5	8.2%
泉州	12	15.6%	7	9.9%	6	9.8%
計	77	100.0%	71	100.0%	61	100.0%

④身体合併症の受入協力

受入実績

【合併症協力病院】精神科病床を有する病院において身体合併症の受入病院として受け入れを行っている病院。
精神科病院から転院受け入れを行った件数を計上。
令和3年度からは北野病院の精神科病床廃止のため10病院となっている。

医療機関別受入状況

病院名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大阪大学医学部附属病院	6	2	0
大阪急性期・総合医療センター	54	31	10
大阪公立大学医学部附属病院	1	2	1
藍野病院	100	97	183
関西医科大学総合医療センター	153	79	110
東香里病院	63	19	36
浅香山病院	22	25	33
大阪医科薬科大学病院	16	22	21
大阪市立総合医療センター	26	20	15
大阪赤十字病院	6	5	5
計(10病院)	447	302	414

*平成27年度からシステムとしては存置するものの、受け入れに対する財源的な措置は廃止

*公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院については、令和3年度に精神科病床を廃止したことから上記一覧表から削除（なお、R元～R2の実績はなし）

精神保健福祉法の改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が
令和4年12月10日に可決・成立
令和6年4月1日（一部は令和5年4月1日）より施行予定

① 医療保護入院等の見直し

→ 報告資料 3-1

(令和5年4月1日より施行済み)

- ・ 入院措置を行う理由について書面で告知（措置入院についても同様）
- ・ 患者に対し、虐待・DVを行った者（またはそれに準ずる者）は「家族等」に含まない

(令和6年4月1日より施行予定)

- ・ 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き
- ・ 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い
- ・ 措置入院時の入院必要性に係る審査

② 入院者訪問支援事業の創設

→ 報告資料 3-2

- ・主に市町村長同意による医療保護入院者等のうち希望者を対象に、都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う事業を創設し、外部との面会交流の機会を確保する。

③ 虐待防止に向けた取組の一層の推進

→ 報告資料 3-3

- ・精神科病院での虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付け
- ・虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化
〔虐待対応窓口の設置、運用について
虐待通報者の権利擁護
都道府県等による管理監督の権限行使 等〕

④ 精神保健に関する相談支援体制の整備

- ・ 精神障がいの有無や程度にかかわらず実情に応じた包括的な支援の確保
- ・ 都道府県市町村が行う相談対象者として「精神保健に関する課題を抱える者」を追加（※）
- ・ 守秘義務を前提とした都道府県市町村の関係機関の協議の開催
- ・ 都道府県と市町村との協力体制の確保

（※）本市ではこれまでも「精神保健に関する課題を抱える者」も相談対象としており、今後も引き続き、各区保健福祉センターにおいて相談に対応します。

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は入院の期間を更新できる。
 - ・指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）※家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取り扱い

入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合についても、市町村長同意の依頼をすることができる。

措置入院時の入院必要性に係る審査

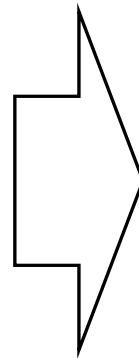
【概要】

従来の医療保護入院の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院の必要性に係る審査が必要となる

【本市における対応】

人権に配慮した審査内容の担保や審査件数の増加による審査時間の延長について、より円滑に審査を進めるために、審査体制を強化する

	現 行
合議体①	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名
	合計 5名
合議体②	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名
	合計 5名

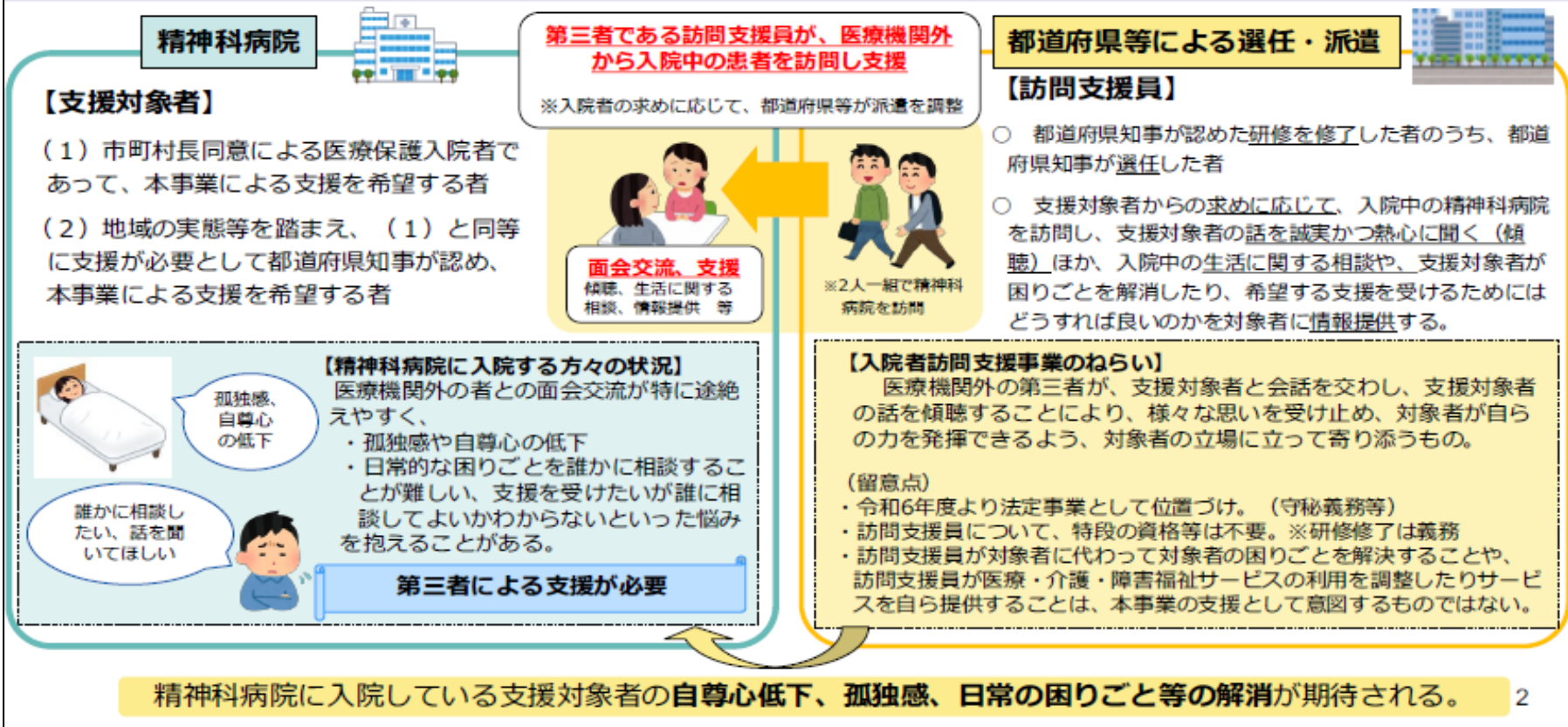


	変更後
合議体①	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名 法律（弁護士） 1名（追加）
	合計 6名
合議体②	医療（医師） 3名 保健福祉（精神保健福祉士） 1名 法律（弁護士） 1名 法律（弁護士） 1名（追加）
	合計 6名

⇒法律家を各合議体に1名、計2名追加する

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



都道府県等が担う業務について

準備

- ・ 庁内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・ 庁外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市町村と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）
- ・ 要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修への派遣、研修の実施

- ・ 支援員養成研修（国で実施）への派遣…受講者の募集・推薦募集
※令和5年度は厚生労働省にて3回実施予定です。（通知済み）
- ・ 支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①受講者募集・推薦 ②研修準備（会場、講師、費用確保）③研修実施
④修了証発行 ⑤受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②支援員の登録、管理（名簿等の作成） ③支援員への事前説明
- ④支援員へのサポート体制の構築 ⑤事業実施記録管理 ⑥年度末報告

※特別区、保健所設置市で実施する場合には、支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資料の作成
- ②管内市町村…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可）②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤事業報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

精神科病院での虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付け

精神科病院における精神障がい者に対する虐待防止措置	具体的な対応
① 虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備	虐待の定義、相談体制、未然防止・早期発見のための取組、虐待発生時の初期対応等を記載したマニュアルや規定の整備
② 人権や権利擁護等に関する研修	虐待防止の手法、人権や権利擁護等を意識できることに加え、精神科病院における最近の虐待事案を例示する等、患者の処遇の重要性等を理解できるような内容
③ 患者等からの意見聴取	患者（過去に入院していた方を含む）やその家族、業務従事者等の意見を聞く仕組みを整備のうえ業務を改善
④ 患者との接し方について話し合う場の設置等	業務従事者の悩みなどを共有したり相談できる場の設置やストレスチェックと、その結果のフィードバックを行う等
⑤ 業務従事者の感情コントロールを高めるための取組	アンガーマネジメント、アサーショントレーニング、ストレスコーピング等の取組を実施
精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備	具体的な対応
①業務従事者及び患者等への虐待通報の周知	国が示す虐待通報義務化についてのチラシの院内での掲示や、患者への配布を行うことによる周知等
②院内の虐待相談窓口の設置	電話、メール、手紙、ビデオ通話等の手段で相談できる窓口を病院内に設ける
③虐待相談があった際の対応	プライバシーを確保した相談環境確保・自治体通報窓口への通報等に関する対応方針の検討

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

虐待対応窓口の設置、運用について（案）

設置場所	大阪市こころの健康センター
受付体制	電話：06-6922-6607 平日9:00~17:30 メール： kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp 随時（ただし対応は開庁時）
受付後の対応の流れ	別紙『虐待通報窓口イメージ図』参照

虐待通報者の権利擁護

業務従事者は、虐待通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない

その他：関係機関への周知

大精協会員様・市内病院へ法改正について周知し、大阪府・堺市とあわせて説明会を令和6年3月5日（火）に開催

説明会では、精神科病院の管理者が精神科病院での虐待防止等のための措置を実施することや、大阪府、大阪市、堺市で設置する虐待通報窓口などを説明

3月下旬に虐待通報窓口の詳細（電話番号、メールアドレス）について、市内病院へ周知予定

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者[※]による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

令和3年度障害者総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・医療局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成

① 予算の概要

(金額の単位は千円)

項目	令和6年度予算額 (案)	令和5年度予算額	増減(▲)額	前年比
依存症対策支援事業	59,284	50,610	8,674	117.14%
ひきこもり相談支援事業	18,243	18,564	▲ 321	98.27%
精神障がい者通院医療費	20,134,463	17,200,203	2,934,260	117.06%
障がい者の乗車料金福祉措置・精神障がい者保健福祉手帳交付事業	1,042,408	1,146,147	▲ 103,739	90.95%
精神科救急医療体制整備事業	107,355	104,289	3,066	102.94%
措置・緊急措置診察及び入院事業	307,999	301,671	6,328	102.10%
自殺防止対策事業	5,079	13,148	▲ 8,069	38.63%
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	5,678	6,663	▲ 985	85.22%
退院後支援・地域生活安定支援等	25,001	25,074	▲ 73	99.71%
精神保健福祉普及啓発事業	703	703	0	100.00%
管理運営費等	36,872	32,149	4,723	114.69%
総合福祉システム経費	128,383	81,360	47,023	157.80%
合計	21,871,468	18,980,581	2,890,887	115.23%

② 主な取り組みについて

■ 依存症対策支援事業

(5,928万円)

- 依存症相談拠点での専門相談や家族支援のほか、支援者に向けた研修、各種依存症に関する普及啓発などを実施
- 依存症に悩む方へのLINE相談、ギャンブル等依存症に関する啓発イベントや医療機関職員向けの研修等を大阪府と共同で実施



■ ひきこもり相談支援事業

(1,824万円)

- ひきこもり状態にある方・家族等への専用電話や医師による相談支援等を実施
 - 話すことが苦手な方や不安を感じる方でも使いやすい手段である、LINEを活用した相談事業を令和6年4月より本格実施
- 相談時間：週2日（水曜日の18時～22時、土曜日の12時～16時）



■ 精神障がい者通院医療費 (201億3,446万円)

➤ 精神科通院のための医療費を公費負担することにより、通院医療の適正な普及を図り、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する

- ・ 自立支援医療受給者数の推移

受給者数 (人)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	66,740	69,493	74,457	78,481



■ 障がい者の乗車料金福祉措置・精神障がい者保健福祉手帳交付事業 (10億4,241万円)

令和4年度末 精神障がい者保健福祉手帳交付者数 【47,618名】
(1級 3,361人 2級 28,392人 3級 15,865人)

- 申請に基づき1級から3級の精神障がい者保健福祉手帳を交付し、手帳を活用した各種施策の利用により福祉の向上に資する
- 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方に対し、障害の等級等に応じて、介護人付無料乗車証、単独用無料乗車証または乗車料金割引証を交付

■ 精神科救急医療体制整備事業

(1億736万円)

- 休日・平日夜間の精神科診療所の設置
- 大阪府、堺市と共同して休日・夜間の精神科救急医療システムを構築
 - ・ 緊急措置診察実施の受付窓口の設置
 - ・ 精神科救急医療の受診に係る相談窓口（精神科救急医療情報センター）の設置
 - ・ 精神科救急医療機関の利用に係る相談窓口（精神科救急ダイヤル）の設置
 - ・ 一般救急病院からの精神科医療に関する相談支援窓口の設置



■ 措置・緊急措置診察及び入院事業

(3億800万円)

- 精神保健福祉法に基づく通報があった場合、措置診察の対応を行うとともに、診察の結果、入院措置が必要となった場合の指定病院への搬送を行う
- 平日夜間・休日は大阪府、堺市と共同で緊急措置受付窓口を設置
- 措置・緊急措置入院となった場合の入院費について公費負担を行う

虐待通報窓口イメージ図

